

地域雇用開発促進法に基づく地域の要件の緩和について

I 概要

現下の雇用情勢により、急激に有効求人倍率が改善していても構造的な雇用課題が解決していない地域や人口減少・流出に伴う雇用課題を抱える地域に対応するため、地域雇用開発促進法に基づく「雇用開発促進地域」及び「自発雇用創造地域」について、要件の見直しを行い、地域における雇用創出の取組を支援する。

II 地域要件の見直し内容(省令等の改正)

1 雇用開発促進地域の要件の一部改正

(1) 現行の要件

最近3年間及び1年間の有効求人倍率の月平均値が全国平均の3分の2(1を超える場合は1、0.50未満の場合は0.50)以下の地域であること。

(2) 改正後の要件

最近3年間又は1年間の有効求人倍率の月平均値が全国平均の3分の2(1を超える場合は1、0.67未満の場合は0.67)以下の地域であること。

2 自発雇用創造地域の要件の一部改正

(1) 現行の要件

最近3年間及び1年間の有効求人倍率の月平均値が全国平均(1を超える場合には1、0.67未満の場合は0.67)以下の地域であること。

(2) 改正後の要件

次のいずれかに該当する地域であること。

(ア) 最近3年間又は1年間の有効求人倍率の月平均値が全国平均(1を超える場合には1、0.67未満の場合は0.67)以下であること。

(イ) 最近3年間又は1年間の有効求人倍率の月平均値が1未満であって、最近5年間の地域の人口減少率が全国の人口減少率以上であること。

[施行予定日]平成27年4月1日

(予算成立が平成27年4月2日以降となる場合は公布日施行)

III 要件見直しの効果

1 雇用開発促進地域(現行81同意地域(原則ハローワーク圏域単位))

○ 要件緩和により対象地域の増加

○ 支援措置 → 地域雇用開発奨励金(事業主に対する助成)

2 自発雇用創造地域(現行89同意地域(原則市町村単位))

○ 要件緩和により対象地域の増加

○ 支援措置 → 実践型地域雇用創造事業(委託事業)

現行の地域雇用開発促進法のスキーム

— 指針の策定 — 〈厚生労働大臣〉

雇用開発促進地域 (雇用情勢が特に 厳しい地域)

- 【区域】ハローワークの範囲を基本
(労働市場圏を想定)
- 【雇用情勢】有効求人倍率が全国平均の3分の2(1以上の場合は1、0.5未満の場合は0.5。全国平均が0.5未満の場合は全国平均)以下、労働力人口に対する求職者割合が全国平均以上
- 【計画期間】3年以内 等

自発雇用創造地域 (雇用創造に向けた 意欲が高い地域)

- 【区域】市町村単位(単独又は複数)
- 【雇用情勢】有効求人倍率が全国平均(1倍を超える場合は1。0.67未満である場合は0.67。)以下
- 【重点分野】地域重点分野の設定、雇用創造協議会(市町村(都道府県)、経済団体等)の設置
- 【計画期間】3年以内 等

— 計画策定 —

〈都道府県〉

地域雇用開発計画

- ・区域
 - ・地域雇用開発の方策
 - ・計画期間
- 等



関係市町村の意見

〈市町村+都道府県〉

自発雇用創造地域

- ・区域
 - ・地域重点分野
 - ・計画期間
 - ・地域雇用開発の方策
- 等



協議会の議決

81地域(平成26年
10月1日現在)

- ・関係行政機関の長に協議
- ・地方労働審議会への付議



— 同意 —
〈厚生労働大臣〉



- ・関係行政機関の長に協議
- ・地方労働審議会への付議

89地域(平成26年
12月1日現在)

— 国の支援措置 —

○事業主に対する助成

- ・事業所の設置・整備に伴う地域求職者の雇入れ助成(50万円～800万円)

○実践型地域雇用創造事業

- ・地域雇用創造協議会から提案される事業(雇用創出、能力開発、就職促進等)の中から、雇用創造効果の高いものに対し、委託費を支出(最大3年度間、上限各年度2億円(2以上の市町村が共同で創造計画を策定した地域に対しては2.5億円))

- 労働者の委託募集に係る特例措置